

相楽東部広域連合選挙管理委員会規程

平成 21 年 2 月 1 日
選管規程第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 194 条の規程に基づき、相楽東部広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 組織

(選挙)

第 2 条 委員長の選挙は、無記名投票でこれを行い、最多数を得たものを当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選者を定める。

2 前項の選挙は、指名推薦の方法を用いることができる。

3 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員会全員の同意があったものを当選人とする。

(任期)

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が委員を辞任し、又は委員長の職を辞したとき、その他委員長が欠けるに至ったときは、委員長の選挙はその欠けるに至った日から 10 日以内にこれを行わなければならない。

(委員長の職務を代理する委員の指定)

第 4 条 委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときその職務を代理する委員を、予め指定しておかななければならない。

2 前項の指定をしたときは、委員長は、次の委員会において、その旨を報告しなければならない。

(退職)

第 5 条 委員長が退職しようとするときは、退職願を委員長の職務を代理する委員に提供しなければならない。

(委員等の退職)

第 6 条 委員又は補充員が退職しようとするときは、退職願を委員長に提出しなければならない。

(委員長等の異動の告示)

第 7 条 委員長が選挙されたとき、委員長若しくは委員が退職したとき又は委員の欠員を補充したときは、委員長は、直ちにその者の住所、氏名を告示しなければならない。

第3章 会議

(招集)

第8条 委員会招集の通知は、委員に対する告知によりこれを行う。

2 前項の通知には、招集の日時、会議の場所及び付議すべき事件を付記ししなければならない。

3 委員長は、第1項の通知をしたときは、あわせて告示するものとする。

4 法第182条1項の規定による選挙後、最初に招集する委員会の会議は、事務局長が招集する。

第1項から第3項までの規定は、この場合に準用する。

(欠席の届出)

第9条 委員会に出席することができない事情にある委員は、予め、委員長にその旨を届出なければならない。

(関係職員からの説明聴取)

第10条 委員長は、必要あると認めるときは、広域連合長又は関係職員の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録)

第11条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名、その他必要な事項を記載させなければならない。

(その他の規定)

第12条 この章に規定するものを除くほか、委員会の開閉、議案の審議、議決、その他委員会の議事については、広域連合議会の例による。

第4章 委員長の職務権限

(職務)

第13条 委員長が担任する事務は、法令で定めるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 委員会の招集開閉に関すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること
- (3) 委員会に令達された予算の経理に関すること。
- (4) 公印及び書類の保管に関すること。
- (5) 書記その他の職員の任免及び服務に関すること。
- (6) その他委員会の事務に関すること。

(専決処分)

第14条 委員会の権限に属する事項で、その議決により指定したものは、委員長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、これを次の委員会において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 委員会の事務を処理するために事務局を設ける。

(その他の規定)

第16条 この章に規定するものを除くほか、職員の服務、給与等に関しては、相楽東部広域連合の関係諸規定を準用する。

第6章 文書

(文書)

第17条 文書類は、事務局長の承認を得ずして、これを他に示し、又はその謄本を与えることができない。

第18条 この章に規定するものを除くほか、文書の取扱については、法令の定めるものを除いては、相楽東部広域連合の関係諸規定を準用する。

第7章 告示の方法

(告示)

第19条 委員会及び委員長の告示その他公表を要するものは、相楽東部広域連合の公告例により行う。

第8章 公印

(公印)

第20条 委員会、委員長、委員長職務代理者及び事務局長の公印は、次のとおりとする。

公 印 名	ひな形	寸 法
相楽東部広域連合選挙管理委員会印	1	21mm
相楽東部広域連合選挙管理委員会委員長印	2	21mm
相楽東部広域連合選挙管理委員会事務局長印	3	21mm

1	2	3

附 則

この規定は、公布の日から施行する。